

知財高裁における審決取消訴訟(商標・意匠)手続の流れ

審決取消訴訟(商標・意匠)については、ほとんどの事案で口頭弁論期日において手続を進めています。

個別の事案に応じて手続の進行が異なります。訴状提出後に担当部から具体的な指示がありますが、次のような進行が考えられますので参考としてご紹介します。

《第1回口頭弁論期日までに双方の主張・立証の準備をする場合》

1. 期日指定

第1回口頭弁論期日までに提出するもの(提出期限は厳守してください。)

原告	被告
照会書に記載した期限までに (概ね訴状提出から4週間後) 基本的書証 証拠説明書	訴状送達後速やかに 答弁書
裁判所が定める期限までに (概ね訴状提出から6週間後) 取消事由を記載した準備書面 書証等の証拠 証拠説明書	裁判所が定める期限までに (概ね原告準備書面提出期限から4～6週間後) 被告の反論準備書面 書証等の証拠 証拠説明書

(原告の再反論準備書面等については必要に応じて期限を定めます。)

2. 第1回 口頭弁論期日 主張及び証拠等の整理 弁論終結・判決言渡期日指定

(更に主張・立証が必要な場合には、弁論終結をせずに続行することもあります。)

3. 判決言渡(出頭しなくても構いません。)

担当部書記官室で判決正本を送達します(遠方の場合は、郵送します。)

《第1回口頭弁論期日までに原告の取消事由等に関する主張・立証の準備をする場合》

1. 期日指定

第1回口頭弁論期日までに提出するもの(提出期限は厳守してください。)

原告	被告
照会書に記載した期限までに (概ね訴状提出から4週間後) 基本的書証 証拠説明書	訴状送達後速やかに 答弁書
裁判所が定める期限までに (概ね訴状提出から6週間後) 取消事由を記載した準備書面 書証等の証拠 証拠説明書	

2. 第1回 口頭弁論期日
主張及び証拠等の整理
被告準備書面等の提出期限の指定

(原告の再反論準備書面等については必要に応じて期限を定めます。)

第1回期日後

裁判所が定める期限までに
(概ね口頭弁論期日から4～6週間後)

被告の反論準備書面
書証等の証拠
証拠説明書

3. 第2回 口頭弁論期日
主張及び証拠等の整理
弁論終結・判決言渡期日指定

(更に主張・立証が必要な場合には、弁論終結をせずに続行することもあります。)

4. 判決言渡(出頭しなくても構いません。)

担当部書記官室で判決正本を送達します(遠方の場合は、郵送します。)

〈注意事項〉

上記の図は、知財高裁における審決取消訴訟(商標・意匠)の手続の流れの一例です。一律に事件に応じて類型化されているものではありません。個別の事案に応じて異なる場合があります。書面の提出期限はあくまでも目安です(事件ごとに別途定められます。)